

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第一章 総則
- 第二章 中規模土砂埋立て等の許可等
- 第三章 小規模土砂埋立て等の届出等
- 第四章 大規模土砂埋立て等の届出等
- 第五章 土地の所有者の義務
- 第六章 土砂搬入禁止区域
- 第七章 雑則
- 第八章 罰則
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂(混入し、又は付着している物を含み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下同じ。)の堆積を行う行為をいう。
- 二 埋立て等区域 土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。
- 三 中規模土砂埋立て等 次のいずれにも該当する規模の土砂埋立て等をいう。
 - イ 埋立て等区域の面積が五百平方メートル以上三千平方メートル未満である土砂埋立て等(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が三千平方メートル以上であるものを除く。)
 - 土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離(次号ロにおいて「土砂埋立て等の高さ」という。)が一メートル以上となる土砂埋立て等
- 四 小規模土砂埋立て等 次のいずれにも該当する規模の土砂埋立て等をいう。
 - イ 埋立て等区域の面積が五百平方メートル未満である土砂埋立て等(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が五百平方メートル未満であるものに限る。)
 - 土砂埋立て等の高さが二メートル以上となる土砂埋立て等

五 大規模土砂埋立て等 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十七号。第二十八条において「府条例」という。)第七条の許可を要する土砂埋立て等という。

六 土砂を発生させる者 建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。

(市の責務)

第三条 市は、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。

(土砂埋立て等を行う者の責務)

第四条 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民等の理解を得るよう努めるとともに、当該土砂埋立て等を行うことにより苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

2 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂を発生させる者の責務)

第五条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第六条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

2 土地の所有者は、土砂埋立て等について第九条各項の同意(以下「所有者同意」という。)をする場合は、当該土砂埋立て等の内容を十分に理解した上でこれを行わなければならない。

第二章 中規模土砂埋立て等の許可等

(中規模土砂埋立て等の許可)

第七条 中規模土砂埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、市長の許可(以下「中規模許可」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土砂埋立て等については、中規模許可を受けることを要しない。

一 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって、当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの

二 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等

- 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- 五 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等
- 六 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であって規則で定めるもの
- 七 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等

(事前協議)

第八条 中規模許可の申請をしようとする者(次条及び第十条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(土地の所有者の同意)

第九条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内的土地の所有者に対し、当該申請が、第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第三号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

2 第十三条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内的土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

3 第二十三条第一項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内的土地の所有者に対し、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民等への周知)

第十条 申請予定者は、中規模許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民等に対し、次条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

ただし、申請予定者は、その責めに帰することのできない事由により当該説明会を開催することができない場合には、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民等に周知させるため申請書の内容を要約した書類の提供その他の規則で定める必要な措置を講じなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による埋立て等区域の周辺地域の住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第十三条第一項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。

(許可の申請の手続)

第十一条 中規模許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)
 - 二 土砂埋立て等の目的
 - 三 埋立て等区域の位置及び面積
 - 四 土砂埋立て等の施工を管理する事務所(以下「管理事務所」という。)の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
 - 五 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
 - 六 土砂埋立て等に使用される土砂の量
 - 七 土砂埋立て等の期間
 - 八 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時(次条第一項第六号において「最大堆積時」という。)及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
 - 九 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
 - 十 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置
 - 十一 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものについては、中規模許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 一 前項第一号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項
 - 二 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
 - 三 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前二項の申請書には、第九条第一項の同意を得たことを証する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第二項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定により中規模許可を受けようとする者は、同項第七号の土砂埋立て等の期間について三年を超えて申請することができない。

(許可の基準等)

第十二条 市長は、中規模許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その許可をしなければならない。

一 申請者が、次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

イ 第二十四条又は第二十五条第一項の規定に基づく処分(中規模許可の取消しの処分を除く。)を受けた日から三年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)

ロ 第二十五条第一項(第二号及び第三号に係る部分を除く。)の規定により中規模許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該中規模許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る箕面市行政手続条例(平成九年箕面市条例第一号)第十五条第一項の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

ハ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者

ニ 箕面市暴力団排除条例(平成二十六年箕面市条例第四十四号)第二条第二号に規定する暴力団員又は同条第三号に規定する暴力団密接関係者

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイから二までのいずれかに該当するものの

ヘ 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにイから二までのいずれかに該当する者のあるもの

ト 個人であって、規則で定める使用人のうちにイから二までのいずれかに該当する者のあるもの

二 申請者が、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

三 第九条第一項の同意を得ていること。

四 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。

五 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置が図られていること。

六 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状(当該申請が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状)並びに土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

七 埋立て等区域が、通行の安全上支障がないと認められる規則で定める相当規模の道路に接続していること。

八 箕面市都市景観条例(平成十九年箕面市条例第三十五号)第八条第一項の規定により定めた箕面市景観計画に定める基準に適合するものであること。

九 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

- 2 中規模許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。
- 3 中規模許可には、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第十三条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

二 変更の内容及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第九条第二項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第十条第三項において準用する同条第二項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 前条の規定は、変更許可について準用する。

5 中規模許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

(土地の所有者への通知)

第十四条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可を受けた日後遅滞なく、第九条第一項の同意をした土地の所有者に、当該中規模許可に係る申請が第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては当該中規模許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては当該中規模許可に係る同項第一号から第三号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に第十二条第三項の規定により条件が付されたときは、当該中規模許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に書面で通知しなければならない。
- 3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第九条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号(生年月日を除く。)及び第二号に掲げる事項並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十二条第三項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を書面で通知しなければならない。
- 4 中規模許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土砂埋立て等の着手の届出)

第十五条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る土砂埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂の搬入の報告)

第十六条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

- 2 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。

(土砂管理台帳の作成)

第十七条 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る土砂埋立て等に用いた土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)

第十八条 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る土砂埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂管理台帳の写しを添付して、当該土砂埋立て等に使用された土砂の量(当該土砂埋立て等が当該中規模許可に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあつては、土砂の搬入の量及び搬出の量)を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第十九条 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る土砂埋立て等を施工している間、定期的に、当該中規模許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由により当該水質検査を行うことが不可能であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由により当該水質検査を行うことが不可能であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 3 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(第二十四条第五項において「水質基準」という。)に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第二十条 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、当該中規模許可に係る土砂埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係図書の閲覧)

第二十一条 中規模許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該中規模許可に係る第十一条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項の申請書の写し、第十七条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を管理事務所に備え置き、当該中規模許可に係る土砂埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第二十二条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る土砂埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

ただし、当該土砂埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が二月未満であるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出(休止した土砂埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂埋立て等が第十二条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は

埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第二十三条 中規模許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該中規模許可を受けた者から当該中規模許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該中規模許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該中規模許可を受けた者が有していた中規模許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

二 中規模許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

三 申請者が第十二条第一項第一号ホの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第九条第三項の同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第十二条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

5 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第一項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした中規模許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

(命令)

第二十四条 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するため又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について中規模許可を受けた者に対し、当該中規模許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するため又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該中規模許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

2 市長は、第七条第一項又は第十三条第一項の規定に違反して中規模許可又は変更許可を受けずに土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部を撤去するとともに、土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止する

ため又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、第二十二条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第二十二条第三項の通知又は次条第二項の取消しに係る土砂埋立て等を使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、中規模許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、第十二条第一項第五号から第八号までに適合しないと認めるときは、当該中規模許可を受けた者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)に対し、当該中規模許可に係る土砂埋立て等を使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害又は埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上の支障を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該中規模許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。
- 5 市長は、中規模許可を受けた者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該中規模許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該中規模許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該中規模許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 市長は、中規模許可を受けた者が次の各号(第八号を除く。)のいずれかに該当するときは当該中規模許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該中規模許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により中規模許可、変更許可又は第二十三条第一項の承認を受けたとき。
- 二 正当な理由なく、中規模許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該中規模許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。
- 三 中規模許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該中規模許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。
- 四 第十二条第一項第一号二に該当するに至ったとき。
- 五 第十二条第一項第一号ホからトまで(同号二に係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 六 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。
- 七 第十二条第三項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- 八 第十六条から第二十条までの規定に違反したとき。

九 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により中規模許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(関係図書の保存)

第二十六条 中規模許可を受けた者は、当該中規模許可に係る土砂埋立て等について、第二十二條第二項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。)を受けた日又は当該中規模許可の取消しの日のいずれか早い日から三年を経過する日まで、当該中規模許可に係る土砂管理台帳及び土砂埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

第三章 小規模土砂埋立て等の届出等

- 第二十七条** 小規模土砂埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、市長に届出(以下「小規模届出」という。)をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第七条第二項各号のいずれかに該当する土砂埋立て等については、小規模届出を要しない。
- 3 小規模届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 一 第十一条第一項第一号から第三号まで、第五号、第九号及び第十一号に掲げる事項
 - 二 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
 - 三 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 小規模届出に係る土砂埋立て等は、第十二条第一項第三号及び第五号から第八号までに掲げる基準に適合しているものとする。
- 5 小規模届出をした者は、当該小規模届出をした日から起算して十四日を経過した後でなければ、当該小規模届出に係る土砂埋立て等を施工してはならない。
- 6 第八条、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十二條第一項並びに第二十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、小規模届出について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条	中規模許可の申請をしようとする者	小規模届出をしようとする者
	する者(次条及び第十条において「申請予定者」という。)	
	市長と協議	市長に事前相談書を提出
第九条第一項	申請予定者	小規模届出をしようとする者

	当該申請に係る埋立て等区域 内の土地の所有者に対し、当 該申請が、第十一条第一項の 規定によるものである場合に あつては同項第一号から第十 一号までに掲げる事項(同項第 一号の生年月日を除く。)を、 同条第二項の規定によるもの である場合にあつては同項第 一号から第三号までに掲げる 事項(同条第一項第一号の生年 月日を除く。)	当該小規模届出に係る埋立て等区域内 の土地の所有者に対し、第二十七条第 三項第一号に掲げる事項(第十一条第一 項第一号の生年月日を除く。)
第十条第一項	申請予定者 中規模許可の申請 次条第一項又は第二項 申請書	小規模届出をしようとする者 小規模届出 第二十七条第三項 届出書
第十条第二項	申請予定者 前項	小規模届出をしようとする者 第二十七条第六項において読み替えて 準用する第十条第一項
第二十条第一項、第二十 二条第一項及び第二十四 条第一項	中規模許可を受けた者 当該中規模許可	小規模届出をした者 当該小規模届出
第二十四条第二項	第七条第一項又は第十三条第 一項 中規模許可又は変更許可を受 けないで	第二十七条第一項 小規模届出をしないで
第二十四条第四項	中規模許可を受けた者 当該中規模許可を受けた者(前 項の規定による命令を受けた 者を除く。) 当該中規模許可に	小規模届出をした者 当該小規模届出をした者 当該小規模届出に

第四章 大規模土砂埋立て等の届出等

第二十八条 大規模土砂埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、府条例第十条の規定による申請書(第三項において「府許可申請書」という。)の提出後直ちに、市長に届出(以下「大規模届出」という。)をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第七条第二項各号のいずれかに該当する土砂埋立て等については、大規模届出を要しない。
- 3 大規模届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に府許可申請書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。
 - 一 第十一条第一項第一号から第三号まで、第五号、第九号及び第十一号に掲げる事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 大規模届出に係る土砂埋立て等は、第十二条第一項第五号から第八号までに掲げる基準に適合しているものとする。
- 5 第八条、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十二条第一項並びに第二十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、大規模届出について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条	中規模許可の申請をしようとする者(次条及び第十条において「申請予定者」という。)	大規模届出をしようとする者
	市長と協議	市長に事前相談書を提出
第九条第一項	申請予定者	大規模届出をしようとする者
	当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)	当該大規模届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、第二十八条第三項第一号に掲げる事項(第十一条第一項第一号の生年月日を除く。)
	同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第三号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)	
第十条第一項	申請予定者	大規模届出をしようとする者
	中規模許可の申請	大規模届出
	次条第一項又は第二項	第二十八条第三項
	申請書	届出書
第十条第二項	申請予定者	大規模届出をしようとする者
	前項	第二十八条第五項において読み替えて準用する第十条第一項

第二十条第一項、第二十二 条第一項及び第二十四 条第一項	中規模許可を受けた者 当該中規模許可	大規模届出をした者 当該大規模届出
第二十四条第二項	第七条第一項又は第十三条第 一項 中規模許可又は変更許可を受 けないで	第二十八条第一項 大規模届出をしないで
第二十四条第四項	中規模許可を受けた者 当該中規模許可を受けた者(前 項の規定による命令を受けた 者を除く。) 当該中規模許可に	大規模届出をした者 当該大規模届出をした者 当該大規模届出に

第五章 土地の所有者の義務

(土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務)

- 第二十九条** 所有者同意をした土地の所有者は、当該所有者同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2** 所有者同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、中規模許可又は変更許可の内容(当該所有者同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。)と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3** 所有者同意をした土地の所有者は、当該所有者同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

- 第三十条** 市長は、第二十四条(第二項を除く。)の規定による命令(土砂埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について所有者同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 前条第一項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、中規模許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
 - 二 前条第二項の規定による報告を怠った者
- 2** 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ず

べきことを命ずることができる。

第六章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第三十一条 市長は、埋立て等区域(三千平方メートル以上のものを除く。)及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域(以下「土砂搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 市長は、第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 市長は、第一項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土砂の搬入の禁止)

第三十二条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(土砂搬入禁止区域の解除)

第三十三条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第七章 雑則

(報告の徴収)

第三十四条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者に対し、当該土砂埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者同意をした土地の所有者に対し、当該所有者同意に係る土砂埋立て等について、第二十九条第一項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第三十六条 市長は、第二十四条(第二十七条第六項及び第二十八条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二十五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(所轄の警察署長からの意見聴取)

第三十七条 市長は、中規模許可若しくは変更許可又は第二十三条第一項の承認をしようとするときは、第十二条第一項第一号二からトまでのいずれかに該当する事由(同号ホからトまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号二に係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第二十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十二条第一項第一号二からトまでのいずれかに該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十三条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者

二 偽りその他不正の手段により、中規模許可、変更許可又は第二十三条第一項の承認を受けた者

三 第二十四条(第五項を除く。)の規定による命令に違反した者

四 第三十二条の規定に違反した者

第四十条 第二十四条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第三十条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十七条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十九条第一項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 五 第十九条第二項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 六 第十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- 八 第二十条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- 九 第三十四条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十 第三十五条第一項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第五項、第十五条又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十六条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例第九条第一項の規定により協議の申出をした土砂埋立て等については、当該協議に係る事

業区域を拡大する場合を除き、第七条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項の届出をしているものとみなす。